

厚岸町条例第15号

厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同項第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同項第3号中「による専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を加え、「)、5年以上」を「。次号において同じ。)、2年6月以上」に改め、同項第8号を削り、同項第7号中「選択したもの」を「選択した者」に、「1年以上」を「6月以上」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同項第9号とし、同項第5号中「第2号に規定する」を「第2号の」に、「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に、「第1号に規定する」を「第1号の」に、「2年以上」を「1年6月以上」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号を同項第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて

卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項に次の1号を加える。

(Ⅲ) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「4年以上」を「2年以上」に、「6年以上、同条第4号」を「3年以上、同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同項第5号を削り、同項第4号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「前号」を「前号」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を削り、同号

を同項第5号とし、同項第3号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に、「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に、「7年以上、同条第4号」を「3年6月以上、同条第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定（「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に改める部分及び「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に改める部分に限る。）及び同項第4号の改正規定（「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。